

令和4年度広島県動物愛護管理推進協議会議事概要

令和5年3月15日開催

1 広島県動物愛護管理推進計画（令和3年度見直し）の概要について

事務局から推進計画の見直しについて、改めて説明を行った。

なお、委員から次のとおり意見等があった。

- 犬猫等販売業者に対しては、法施行後に販売する犬猫へのマイクロチップ装着が義務化される一方で、現在飼養されている犬猫については努力義務に留まっている。努力義務とされている犬猫へ装着を促していく施策が必要である。

2 動物愛護管理推進計画における令和3年度の進捗状況の点検について

(1) 取組状況の点検結果

- マイクロチップリーダーを配備した自治体数が増加した。
- 災害時における同行避難の推進について、県内で同行避難可能な避難所が349か所、同伴避難可能な避難所が30か所と増加し、意識の高まりが見られた。

(2) 令和3年度動物愛護管理実績

- 令和2年度に比べ県内の収容頭数について、犬猫ともに減少した。
- 特に猫については、地域猫活動の浸透等により、犬よりも大幅な収容頭数減が見られた。

3 広島県動物愛護推進員連絡会議の発足について

広島県動物愛護推進員連絡会議及び事務局より、同会議の発足と令和4年度の活動内容について説明を行った。

なお、委員から次のとおり意見等があった。

- 推進員の相互連携や情報交換が活発になることを期待する。

4 県動物愛護センターの移転整備の進捗状況について

移転整備の進捗状況について事務局から情報提供を行った。

5 マイクロチップ装着の一部義務化について

マイクロチップ装着の義務化等の内容について、事務局から説明を行った。